

3 転嫁を阻害する表示の是正

消費税転嫁対策特別措置法では、あなたも消費者が消費税を負担していない又は軽減されているかのよ
うな誤認を消費者に与えないようにするとともに、納入業者に対する買ったときや、競合する小売業者の消
費税の転嫁を阻害することにつながるような表示を、事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告
を行うことを禁止しています(平成25年10月1日から平成29年3月31日までの措置)。

▶ 禁止される表示

事業者は、平成26年4月1日以後における自己の供給する商品等の取引について、
以下①～③の表示をしてはいけません。

✖ ① 取引の相手方に消費税を転嫁 していない旨の表示

消費税は最終的に消費者が負担するものですので、以下のようなあなたも消費者が消費税を負担していないかのよ
うに誤認させてしまつておそれのある表示は禁止されます。



- ▶ 「消費税は転嫁しません。」
- ▶ 「消費税は一部の商品にしか転嫁していません。」
- ▶ 「消費税を転嫁していないので、価格が安くなっています。」
- ▶ 「消費税はいただきません。」
- ▶ 「消費税は当店が負担しています。」
- ▶ 「消費税はおまけします。」
- ▶ 「消費税はサービス。」
- ▶ 「消費税還元」、「消費税還元セール」
- ▶ 「当店は消費税増税分を据え置いています。」

✖ ② 取引の相手方が負担すべき消費税を 対価の額から減する旨の表示であるもの 消費税との関連を明示しているもの



以下のような消費税分を値引きする旨の表示は、消費者が実質的に消費税を
負担していないかのように誤認させてしまつておそれがあることから禁止されます。

- ▶ 「消費税率上昇分値引きします。」
- ▶ 「消費税8%分還元セール」
- ▶ 「増税分は勉強させていただきます。」
- ▶ 「消費税率の引上げ分をレジにて値引きします。」



✖ ③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の 利益を提供する旨の表示であつて②に掲げる 表示に準ずるもの



以下のような消費税分の物品、金銭、映画のチケット、ポイントサービスにお
けるポイントなどの「経済上の利益」を消費税に関連して提供する旨の表示は、
消費者が実質的に消費税を負担していないかのように誤認させてしまつておそれ
あることから禁止されます。

- ▶ 「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します。」
- ▶ 「消費税相当分の商品券を提供します。」
- ▶ 「消費税相当分のお好きな商品1つを提供します。」
- ▶ 「消費税率の引上げ分を後でキャッシュバックします。」



○ 禁止されない表示

次の①～③のような表示は、宣伝や広告の表示全体からみて消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなけ
れば、いずれも、消費税分を値引きする等の表示には該当しませんので、本法律で禁止されることにはなりません。

① 消費税との関連がはっきりしない
② たまたま消費税率の引上げ幅と一致するだけ
③ たまたま消費税率と一致するだけ

消費税の転嫁を阻害する表示に対しては、政府一丸となつて 監視・取締りを行っていきます。

- 消費者庁長官、公正取引委員会、事業者を所管する大臣等、中小企業庁長官は、事業者に対して、報告を求めたり、
立入検査を行います。
- 消費者庁長官、公正取引委員会、事業者を所管する大臣等、中小企業庁長官は、事業者に対して、違反行為を防
止又は是正するために、必要な指導を行います。
- 公正取引委員会、事業者を所管する大臣等、中小企業庁長官は、違反行為があると認めるときは、消費者庁長官
に対して、適当な措置をとるよう求める措置請求を行います。
なお、違反行為が繰り返している場合などには必ず措置請求を行います。
- 消費者庁長官は、違反行為があると認めるときは、速やかにその行為を取りやめさせることその他必要な措置をとる
よう勧告し、その旨を公表します。

(注) 建設業、宅地建物取引業、不動産鑑定業、浄化槽工事業、解体工事業の一部については、都道府県知事も検査や指
導、消費者庁に対する措置請求を行います。

③ に対する問い合わせ先 消費者庁表示対策課 03-3507-8800 (代表)

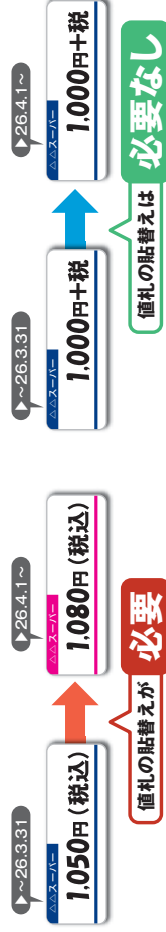
4 総額表示義務の特例

消費税転嫁対策特別措置法では、二度にわたる消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼替え等の事務負担に配慮する観点から、総額表示義務の特例として、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間、現に表示する価格が税込価格であると認識されないための措置を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています。

※消費者の利便性に配慮する観点から、平成29年3月31日までの間であっても本特例により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければなりません。

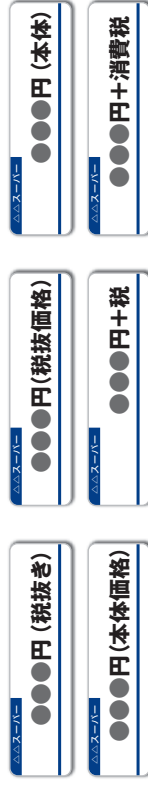
特例を適用した場合の事務負担の軽減

▶ 特例がない場合(総額表示義務あり)の例 ▶ 特例を適用する場合の例



1 税抜価格のみを表示する場合

1 個々の値札等において税抜価格であることを明示する例



※上記のような表示は、例えば、値札、チラシ、看板、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において行うことが考えられます。

2 店内における掲示等により一括して税抜価格であることを明示する例



個々の値札等においては、「○○○円」と税抜価格のみを表示し、別途、消費者が商品等を選択する際につきやすい場所に、明瞭に[右図]のような表示を行うことが考えられます。

具体的な表示例

2 旧税率に基づく税込価格等で価格表示されている場合

1 新税率の適用後においても一時的に旧税率に基づく税込価格の表示が残る場合の表示例



個々の値札等においては、「○○○円」と旧税率に基づく税込価格を表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に[右図]のような表示を行うことが考えられます。

2 新税率の適用前から新税率に基づく税込価格の表示を行う場合の表示例



個々の値札等においては、「○○○円」と新税率に基づく税込価格を表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に[右図]のような表示を行うことが考えられます。

4 に対する問い合わせ先 財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表)

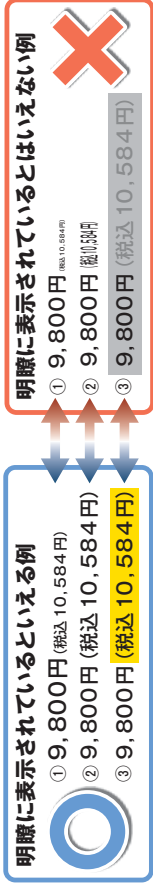
5 総額表示に係る景品表示法の適用除外

消費税転嫁対策特別措置法では、税込価格と税抜価格が併記される場合において、税込価格が明瞭に表示されている場合には、価格について一般消費者に誤認を与えないことにならないため、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定の適用が除外される旨を確認的に規定されています。

▶ 税込価格が明瞭に表示されているか否かの考え方と具体例

税込価格が明瞭に表示されているか否かについては、表示媒体における表示全体からみて、税込価格が一般消費者にとって見やすく、かつ、税抜価格が税込価格であると一般消費者に誤認されることがないよう表示されているか否かにより判断されます。

この判断に当たっては、基本的に、①税込価格表示の文字の大きさ、②文字間余白、行間余白、③背景の色との対照性の各要素が総合的に勘案されることとなります。



5 に対する問い合わせ先 消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

6 転嫁カルテル・表示カルテルの独占禁止法適用除外

今般の消費税率の引上げに伴い、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境を整備するため、消費税転嫁対策特別措置法では、事業者又は事業者団体が、公正取引委員会に事前に届け出ることにより、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル・表示カルテル）を独占禁止法に違反することなく行うことができるとされています。

POINT 1 転嫁カルテル

転嫁カルテルとは、「消費税の転嫁の方法の決定」についての共同行為です。転嫁カルテルを行うことができるのは、主に**中小事業者**やその**団体**です。転嫁カルテルとして行うことができる行為は、例えば、以下のとおりです。

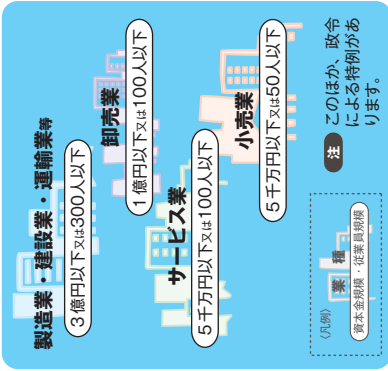
（具体例）

- ▶各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額を上乗せする旨の決定
- ▶消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、対象となる商品の値付け単位、取引慣行、上乗せ前の価格からの上昇の割合等を考慮して、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理する旨の決定
- 例1 本体価格98円×8%＝消費税額7.84円 → 8円
- 例2 本体価格99円×8%＝消費税額7.92円 → 8円

【以下のような行為は認められません】

- ▶消費税率引上げ後の**税抜価格（本体価格）**又は**税込価格を統一する旨の決定**
- ▶消費税率引上げ分と異なる額（率）を転嫁する旨の決定
- ▶合理的な範囲を超える不当な端数処理を行う旨の決定 など

中小事業者とは？



注 1

転嫁の方法の決定に係る共同行為と表示の方法の決定に係る共同行為とは、要件が異なります。

- ▶転嫁の方法の決定に係る共同行為には参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。
- 表示の方法の決定に係る共同行為は、全ての事業者又は事業者団体に認められています。

注 2

以下の期間の共同行為が認められます

- ▶平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間の商品又は役務の供給を対象とした共同行為が独占禁止法の適用除外の対象となります。
- 届出は平成25年10月1日から可能です。

注 3

共同行為を行う場合、公正取引委員会への事前の届出が必要です

- ▶共同行為を行うには、公正取引委員会に対し、共同行為の内容等について、事前に届出する必要があり、届出書の様式など、具体的な届出の方法については、公正取引委員会ホームページ (<http://www.jftc.go.jp/>) を御覧ください。

POINT 2 表示カルテル

消費税についての表示の方法の決定

表示カルテルとは、「消費税についての表示の方法の決定」についての共同行為です。表示カルテルは、全ての事業者又は事業者団体が行うことができます。表示カルテルとして行うことができる行為は、例えば、以下のとおりです。

（具体例）

- ▶消費税率引上げ後の価格について統一した表示方法を用いる旨の決定
- ア 税込価格を表示する場合
 - 例1 「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示
 - 例2 「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示
- イ 税込価格を表示しない場合
 - （4）総額表示義務の特例（9頁～10頁）を利用する場合
 - 例1 個々の値札に、税抜価格を表示した上、「+税」と表示する旨の決定
 - 例2 個々の値札は税抜価格を表示した上、商品棚等の消費者に見やすい場所に、「消費税は別途いただきます」などと表示する旨の決定



【形式上、表示の方法を決定するものであっても、共同行為の内容に転嫁カルテルの内容が含まれている場合には、「転嫁カルテル」の届出が必要です】

- ▶消費税率引上げ分を消費税率引上げ前の対価に上乗せした結果、計算上生じる端数を切上げにより処理して、税込価格を表示する旨の決定

注 点

共同行為はあくまでも任意のもので、これを行うかどうか、これに参加するかどうかは、個別の事業者又は事業者団体の自主的な判断に委ねられており、この法律によって、共同行為の実施や参加を強制するものではありません。

6 に対する問い合わせ先 公正取引委員会 取引企画課

03-3581-5471（代表）

8

消費税価格転嫁等 総合相談センター



消費税価格転嫁等総合相談センターは
内閣府が設置している政府共通の
相談窓口です。

センターでは次のような相談を受け付けます。

- 転嫁に関する問い合わせ
 - 広告・宣伝に関する問い合わせ
 - 消費税の総額表示に関する問い合わせ
 - 便乗値上げに関する問い合わせ
- センターでは、このような相談に関して、法令等の考え方を回答するほか転嫁拒否など消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者の御意向により、センターから担当省庁へ通知します。

御相談は専用ダイヤル又はHP上の専用フォームを御利用下さい。

専用ダイヤル：0570-200-123

【受付時間】平日 9:00～17:00 (平成26年3月・4月は土曜日も受付)

※通話料金はお住まいの地域に応じて以下の料金がかかります。なお、実際にかかる金額は音声ガイダンスで御案内しております。

● 固定電話からは 8.5円～80円 / 3分間 ● 携帯電話からは 90円 / 3分間 ● 公衆電話からは 30円～220円 / 3分間

URL

(24時間受付)

<http://www.tenkasoudan.go.jp>



お問
合わせ先
[一 覧]

転嫁拒否等の行為の是正、転嫁カルテル・表示カルテルに関する問い合わせ先

公正取引委員会取引企画課 **03-3581-5471** (代表)

転嫁を阻害する表示の是正に関する問い合わせ先

消費者庁表示対策課 **03-3507-8800** (代表)

消費税の総額表示義務の特例に関する問い合わせ先

財務省主税局税制第二課 **03-3581-4111** (代表)

便乗値上げに関する問い合わせ先

消費者庁消費生活情報課 **03-3507-8800** (代表)